

越後の天和検地と農村構造の展開

松 永 靖 夫

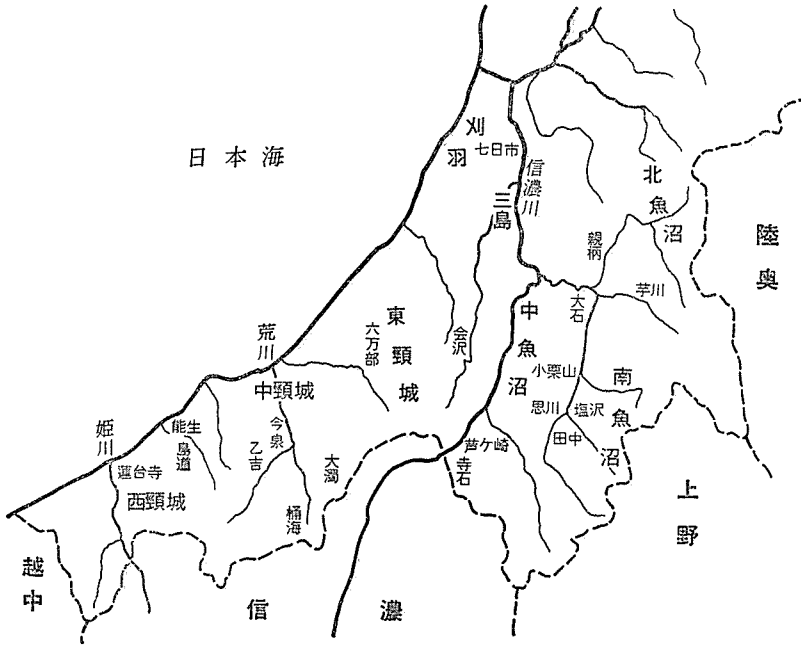
【要約】 高田藩の寛永期の役家は、名子の持高と貢租を自己名儀のもとに代表し、耕地の不十分な一部の役家や名子を小作―徭役労働関係の中に包摂し、農業生産と生活に関する族縁的共同体のようなものを形成した。寛永末年から寛文延宝期にかけて、役家以外の家族・名子等の新高持が多数出現したが、農業生産の中心はまだ複合家族手作経営であった。だがまた、おそくとも寛文延宝期には、作徳を納める小作地が成立し始めた。延宝九年の高田藩改易後、天和二年に幕府が実施した検地は、複合家族手作経営と名子との徭役労働関係が根強く残る中で、新しく作徳地主―小作関係が一般化しつつある事実を容認して、同居家族・名子等の新開地や小作地を名請したものである。天和検地を起点として元禄期以降全藩領で著しく家数が増加し、単婚家族化が進んだ。作徳地主―小作関係が広く展開したことが、家数増加の大きな要因であった。

史林 六三卷一号 一九八〇年一月

はじめに

寛永元（一六二四）年に、魚沼・頸城両郡と刈羽・三島両郡の南半分、合計約二六万石を領して高田に入部した松平光長が、延宝九（一六八一）年越後騒動の責を問われて改易されると、幕府は全領地を幕領とし、さらに天和二年にいわゆる天和検地を実施した。

天和検地後享保期までの間に、各村の百姓家数が急激に増加することは、これら四郡では早くから知られた事実であった。



第1図 とりあげた村の位置——越後南半——

役家制度下にあった高田藩領農村が、延宝五年役家制度改訂および天和二年幕府検地を経ていかなる展開をしたか、魚沼郡と頸城郡の史料について、若干の考察を試みたものであるが、松平光長高田藩の役家制度と農村構造の変化および延宝五年役家制度改訂についての詳論は、別稿に譲り概略をのべるにとどめて、本稿では天和検地後の農村構造の展開を中心に検討した。

頸城地方は、中世以来海上から近畿先進地の影響を受け、春日山・高田等の頸城郡中心部と関東との連絡には、松代・松之山の東頸城地方から魚沼を通り、峠を越えて上野へ出るルートが中心であったが、光長時代の一七世紀後半までに頸城南部から信州を通る街道が確立し、光長領解体後は魚沼と中頸城との関係は次第に薄れていった。

本稿中の村の位置については第一図に図示してある。

一 松平光長高田藩の役家制度

a 慶長・元和期の役家制度

役家は光長高田藩以前から存在した。慶長三（一五九八）年に入部し、越後で初めて近世的諸施策を本格的に実施した堀氏の、慶長三年検地帳には、多数の零細名請人が載せられていて、その巻末に名請屋敷とほぼ同数の家数が付記されたものがあり、たとえば水穂寺村（糸魚川市）は名請人二八人で家数は一四間、蓮台寺（糸魚川市）は名請人三六人で家数は一五間である。慶長三年検地帳の家数は、一般的に言われているごとく、越後でも夫役負担役家が指定されたものである^①。また、慶長元和期の越後では、入作者や零細名請人を含む慶長検地帳の全名請人が貢租責任者とされたのではなく、むしろ家数とされたものや、村内でその地位を引き継いだものが、その後の貢租責任者とされた^②。

元和五年高田に入部し、寛永元年甥光長と入れ替えて福井に移った松平忠昌時代には、役家はすでに夫役のみでなく夫銀（足役家銀）を納めていた。

堀氏以後、高田藩域で親藩譜代幕領と数回支配が変わる中で、役家は村の貢租責任者であり、陣夫築城夫などの夫役負担者として存在していたが、光長藩初期の税種目改訂に際して、今まで小役八種目（夫銀・薪代・雪かき代・馬草代・藁代・糠代・鷹飼代・渋柿代）の中にあつた足役家銀（夫銀）が、役家に課せられる独立の税種目とされ、他の七種目は小役銀としてまとめられ、役家制度と役家銀が明確化された。光長藩の役家は、高持の中から持高や格などで指定され、足役家・足役本家・本家などとよばれ、足役家銀を平年に四匁五分、閏年には五匁納めた。役家とされなかった高持は名子家とされ、名子家銀を年に一匁五分納めた。相家とされたものもあり、二匁二分五厘納めたが、相家と名子家・足役家との区別はよく分かっていない^③。名子家の持高は主家である足役家の名とされ、貢租も足役家がまとめて納めた。したがって各村の寛永期以降の高持あるいは役家数は慶長三年名請人に比して著しく減少し、慶長屋敷数に近い数になっている。

これは持高の売買譲渡によるものではなく、役家指定の際に役家名儀のもとに小高持の高をまとめたものである。名子家・相家以外に高をもたない隸属農民が存在したが、帳面上には現れない。庄屋は役家とされなかった。役家は右のような形で指定されたので役家数は村高とは関係ない^①。

頸城郡大濁村の史料を中心に役家制度下の農村構造を検討してみる。大濁村は現在新井市に属し、中頸城郡南部山間地に発達した関川流域の谷間の一支谷にある。新井市を南下した飯山街道と、途中で分かれて一〇キロ程入ったところに、山間豪雪地ではあるが、近世初頭からの史料が現存する。第一表に示したごとく、慶長三年に名請人二十九人で、その内屋敷持五人であったが、寛永一二年村高七七石余、高持が三人となった。この村でも多数の入作や名子の持高を役家制

第1表 大濁村高持数・名請人数・家数の変化

慶長3年 1598	寛永12年 1635	寛永17年 1640	正保3年 1646	寛文4年 1664	天和4年 1684	元禄9年 1696
村高 50.3石	村高 77.7石	村高 77.7石	村高 77.7石	村高 77.7石	村高 87.5石	
名請人 29 (その内屋敷名請5)	善右衛門 35.3石 半右衛門 22.4 大右衛門 20.0	善右衛門 家数 12人 弟家 4人同居 半右衛門 家数 5人 他に名子権右衛門家 4人を抱える。	善右衛門 家数 12人 弟家 3人同居 他に名子善五郎家 3人を抱える。	善右衛門 25.9石 半右衛門 12.9 大右衛門 12.9 名子弥右衛門 12.9	名請人 30 (その内屋敷名請18)	家数 23 1戸平均 11.0人 馬数不明
	大右衛門 家数 5人 作右衛門 家数 10人 他に名子明三家 3人を抱える。	善右衛門 家数 5人 小右衛門 家数 7人 大右衛門 家数 5人 他に名子権右衛門家 5人を抱える。	作右衛門 家数 5人 正保元年3月はしり申候	名子清茂 権右衛門 12.9 他に無高名子 1人		

参考資料 「大崎郷大濁村郷部（年なし、慶長3年と断定できる）、寛永十二年「家年大濁村御年貢米納方庭帳」、寛永17年「大崎郷内大濁村人別御改指出陣」、正保年中宗門改帳（正保3年）、寛文四年「大崎之郷大濁村高附之帳」、天和四年「越後国頸城郡上坂倉郷大濁村御検地名寄帳」、元禄九年「越後国頸城郡上坂倉郷大濁村宗門御改帳」、新井市大濁豊岡家文書。

度のもとに三間の名前にまとめた。寛永から寛文まで継続するのは善右衛門・半右衛門・六右衛門の三間のみで、あとはまことに移動が激しい。寛永一二年に三五・五右の善右衛門が、寛文四年に二五・九右に減少したのは没落ではなく、地汙りと洪水にそなえて地割制度が成立するとともに高分けしたと考えられる。善右衛門は、その持高と家族構成から考えて、複合家族に名子を抱える大手作経営である。寛永一七年の六右衛門と、正保三年の六右衛門・小右衛門と善左衛門抱名子善五郎とが、家族を他村へ質置奉公人に出している。

名子の移動が激しい。寛永一七年の半右衛門抱名子権右衛門は、六年後の正保三年にはみえず、逆に寛永一七年にはいなかった名子善五郎が善右衛門に抱えられていて、寛永一二年になく、一七年までに村に入った作右衛門抱の名子助三は、四年後の正保元年にはもういなかった。寛文四年には、六右衛門と九郎左衛門がそれぞれ一人づつ名子を抱えているが、いずれも正保三年に在村した名子とは別人である。名子が一種の契約の形式で入り、数年で移動する例が、明暦寛文期西頸城郡の史料でも数多くみえる。この地域では名子の存在は中世以来確認され、名子免という小面積の田畑と住居を与えられ、役家に隸属して徭役労働を提供した。^⑤

寛永一二年史料になかったのに、寛永一七年に出現して正保元年には欠落し、最大限にみても九年しか史料上では確認できない作右衛門や、正保三年に出現して寛文四年には消滅した小右衛門は、いかに考えるべきであろうか。しかも彼等は名子を抱えている。寛永一二年の史料は役家の高のみを記したもので、小右衛門一家が役家でなければ、在村しても史料上にはでてこない。また逆に、寛永一七年・正保三年史料の上からは、作右衛門と小右衛門は、役家であったか否かは分らないが、この直後の役家高付帳の形式と比較すると、役家であった可能性もある。西頸城郡では、明暦期以降、役家が耕地を売って欠落したり、他の役家の耕地を請作している例が多数ある。彼等が、耕地不十分な役家であったか、役家の新分家か、帳外れの小作農であったかは分らないが、注目すべきことは、彼等が名子を抱えるほどの規模の経営でありながら、経営が不安定ですぐ村から欠落したことである。近世初期の請作人の経営は、高持請作人も含めて一般に不安定

だったというが、越後でも帳外れ農民や名子の移動が激しかったことは役家層の下のこれらの経営がまことに不安定だったことを示す。

役家の中の大高持は、広い手作地を、複合家族と質置奉公人や名子の徭役労働で経営した。

質置奉公人は、大濁村史料にみるごとく、充分な経営地を持たない役家や名子から出された。高田藩領では、寛文延宝期に至るも、質置奉公人に関する史料には、年季を記したものはほとんどなく、まれにあっても一〇年季以上であり、また譜代下人は、延宝期までは史料上に時折出てくるので、質置奉公人とはいっても実質的には「譜代もしくは長年期の下人下女」^⑥のようなものだったのであろう。

寛永初年に高田藩では、慶長以来、土豪や有力農民などの系譜をひくものを中心として、役家として来た事実を踏まえ役家を設置し直した。不十分な耕地しか所有しない一部の役家や名子は、経営地で燃焼し切れない家族労働力を、質置奉公人などとして放出する一方、上層役家との小作徭役労働関係の中に包摂され、役家は彼等の持高を自分名儀で代表するとともに、農業生産と生活に関する族縁的共同体のようなものを形成した。

藩は、農政の基本方針として寛永九年に、「定一を家老渥美久兵衛・本多七左衛門の名で藩内全農村に出した。定では、当時幕府諸藩で一般的にみられるごとく、代官・給人の百姓への過分の負担と非儀を停止し、大肝煎・庄屋等が、かつての土豪的地主として伝統的に有していた権力をもって、恣意に夫役や雑事を小前百姓にかけることを禁止した。さらに潰百姓は、惣百姓の力で回復させるのを原則とし、その方法を指示した。百姓の借米銭については、「さいそくをつけ妻子牛馬などを取申もの於有ハ早々可申上候、かくしおき百姓かけおちいたし候ハ、代官衆可為越度事」、および借米銭の利足を定め百姓を保護している。このことは、役家制度のもとにあっても、なお役家から名子にいたる小前百姓の経営を維持する政策、すなわち小農維持自立策をとっていたものと解される。^⑦

この時期、当藩域でも、小は切添切開から大は数カ村規模のものにいたる新田開発が盛んであり、この動きは寛永末年

あるいは承応・明暦ごろから盛んになり、寛文延宝期が絶頂期でその後は減少する。開発者は役家のみでなく名子や同居家族も参加した。藩では、すでに寛永期から、新田検地で、多数の名子や同居家族の名請地を零細なものにいたるまで認めているが、これは小農維持自立の方針によったものであろう。

藩では新田検地の際に、開発請負者分として、分一高すなわち高入地の一〇分の一を除地としたり、開墾後継下三年間の無税を認めるなど優遇措置をとったが、切添切開は多くは高に入らず、新田検地高入の際も、開発者に有利な低い石盛がなされ、新田は貢租の免も一般に低かった。この期に石高所有の移動が大きかったもう一つの原因として、土地売買があげられる。土地売買証文は、寛永末・明暦には大肝煎またはそれに類する家にまれに発見される程度であったが、寛文延宝期になると、庄屋クラスの家からも数通発見される。

開墾地や買得地はいかなる形で経営されたか。耕地を充分持たない役家や名子が耕地を得た場合は、手作地を拡大することになり、経営の自立が進むが、充分な手作地を持つものが耕地を得た場合は、寛永期と同様に家族の複合化を核とし、譜代下人を抱えたり、名子免を与えた名子に徭役労働を提供させて、手作地を拡大する形態が相変らず基本であった。魚沼盆地の小扇状地に開かれ、関東への街道に近い魚沼郡余川村（六日町）寛文一一年の家族構成をみると、余川村では一戸当平均九・〇人、最高は一七人で、役家七間は一様に複合家族形態をとり、下人で労働力を補っている。すでに名子の中にさえ、下人下女を抱えているものや、複合家族形態をとるものがあった。下人については、寛文期では質置奉公人が譜代下人で年季奉公人はなく、延宝期に至るも質置奉公人証文しか発見できない。

家族・下人および名子の徭役労働による手作限度を越える分は、近隣の名子や手作地を充分もたない役家に請作に出された。だがこの土地を請作する小作人達の、地主手作経営への徭役労働義務は文面にはなく、請作面積が名子免と比較して大きいこと、年貢負担義務が明記してあること、などから、この中には、前述の名子の徭役労働を伴う小作地とは異なるものも考えられる。すなわち、これらの小作地については、まだ多分に偶然性によるところが大きい。一般的には生産

高のある部分が、地主作徳として成立し始めていた。三章で述べるごとく、北魚沼の寒冷な山間地芋川村で、元禄七年に地主作徳が一般的に成立しているところから、南魚沼盆地や中頸城・西頸城の平地で、おそくも寛文延宝期に始まったとしても無理はない。

寛文期の小作請作証文には、地主徳分という明確な用語はなく、量的にも明確でなく、田地の歩数あるいは刈数と請作人のみを記して、小作米も年貢米も記してない場合と、刈数と年貢米が記してあり、公儀年貢米を義務づけて、作徳をそれに付随させる形の場合とがある。一般的にはこの期の農業技術を支えるものは備中畝の普及であるといわれるが、当地方でも備中畝が耕地の新開・整備・耕作に重要な働きをしたことは、西頸城郡の畑地では「○人打の畑」「畑一枚○人打」という用語がみえることで示される。このような用語がこの期にみえることは、上層手作経営の中に、複合大家族で馬耕を中心とするものもある反面、名子層の単婚小家族労働力による所有地の耕作や新田開発も含めて、一般に労働集約的傾向が強いことを示している。肥料は元禄期に至るも、田には馬屋肥と刈敷を施し、刈敷の争いは慶安・明暦期から各郡で目立ち始める。

三島郡の、信濃川西岸の洪水頻発地にある七日市村地内に、隣村上岩井村他二カ村の用水取入口と水路があり、再三の被災復旧や取入口および水路改良工事のため、七日市村田が潰れ、相手の一部が他領ということもあって、七日市村では替地を取らず、その分の米を取ったが、その米は寛文年間から毎年十数石にのぼり、延宝五(一六七七)年に上岩井だけで一四石余も出した。天和三年村高は上岩井七九石余、上岩井の新田が一三五石である。多量の既開発地が犠牲にされたことは、当時さかんに行われた治水灌漑工事が、既開発地の生産力安定・向上と新開発に大きな効果を上げ得たことを示す。

この期に地主作徳分を成立せしめた一原因に、切添切開などの高入れもれや、新田高入れの際石盛が低かったことなどにより、表高と実高の差が大きかったことをもあげ得る。そのため、売買や請作証文に、実収穫を表す刈高を併記するこ

とがしだいに多くなる。

b 延宝五年の役家制度改訂

大小の新田開発・高分け・売買および石高と実高との差などが、同居家族や名子の新高持や独立を大いに進めた結果、寛文延宝期になると、どの村でも、役家数・名子家数よりもはるかに多い高持百姓が存在した。村では、現実の高所有者に役家諸負担を分担させたため、半役家や三分の一役家などの不完全役家が生じた。寛文末から延宝初年には、どの村でも新旧の高持が全員で、持高に応じて、役家銀を初めとする役儀を分担するようになった。その際、一間の高持が、三歩四厘役家と六歩名子家を負担するなど、役家・名子家の両方を分担する場合も多く、このことは、多数の名請人の中から役家を指定し、貢租の責任を負わせ夫役賦課単位とした、慶長以来の役家の意義が消滅したことを示す。

かかる役家制度変動の実態を認めながらも、藩は一応役家維持を基本原則とした。役家銀は延宝期に至るも存続し、寛文五年家老小栗美作が登場し、藩政改革に着手した後でさえも、役家に桑や漆を植えさせ、役家にも殖産興業策推進の役割を負わせようとした。また藩は軍役の陣夫人数確保に苦心をした。寛文五年以来、財政再建のため、藩政改革諸施策を行って来たが、寛文一二年軍役制の改訂を実施した。その際の問題点は、中・下級藩士の経済的困窮と陣夫役人足の不足である。藩は、すでに奉公人不足から、明暦四年農村に触れた「掟」で、武家奉公人の確保を図っている。寛文一二年軍制では、出陣の際に、知行高にに応じて藩士に陣夫人足を貸し与えることを定めたが、その理由は、藩士達が「軍役之人積常難持」であり、しかも、定めた人足も五分の三は不足であった^⑧。商品経済は浸透したが、商品作物は、藩の奨励の形で煙草・漆等が導入された以外は、みるべきものなかった高田藩域では、耕地拡大と、労働集約化による稲作の増収と商品化以外には、頼るものがなかった。役家層は、複合家族に下人を抱え、名子の宿役で補い、場合によっては馬耕を取り入れた労働体系で、経営地の維持拡大を行い、名子層は、新開や高分けによる零細所有耕地を小作地で補い、家族による

労働集約的経営を行い、ことに一部に地主作徳が成立したことは、本家(役家)への徭役関係を弱め、この両層の共存という形での経営拡大競争を強め、こうした一般的状态が労働力の慢性的不足状況を現出したものであろう。

だが、新田開発・田畑売買・高分け等による、一部役家の縮小没落・新高持の増加という事態が進展する中で、高田藩は土地永代売買を禁止しなかった。

延宝期には、財政再建を目ざす藩政改革はさらに進展し、それとともに、その推進者家老小栗美作一派の専権と急激な改革への反感は、藩主の継嗣問題を契機として、いわゆる越後騒動をひき起した。藩政改革の一端として実施された知行地の禄米制への転換は、延宝四～六年の間に実施された。また貢租増徴策の一つとして、延宝五年に役家制度の改訂を実施した。幕領でも諸藩でも、この時期に大規模な検地を実施したのだが、当藩では、全藩領一斉検地を実施しないままで貢租増徴政策を進めた。

役家制度改訂では、次の史料のように、役家が持高の中から、すでに親族や他人に売却・譲渡していた場合、新しい高所有者はたとえ小高でも百姓本役すなわち一間前役家とされた。

足役取立之覚^⑨

一 高持百姓雖為高少分本役之事

一 前々高持百姓雖為耆軒役其高之内子孫兄弟他人にわけ為持候共わけ持之百姓本役之事

(中略)

一 不高持百姓ハ名子役之事

一 新田家本田百姓ニ付不脱落カ(申)事

一 縦其村其所ニ家不持他村他郷并町等々高掛持候共其村之高持家同前ニ本役之事

附、つづれ百姓田地主付無之其村中支配之内ハ足役赦免事

右之通当巳ノ年々足役銀可取之旨被仰出候間、各組下へ急度申渡役銀上納申様ニ可被申付候、委曲御代官方々可被申渡候、巳上

巳閏十二月十三日

大肝煎中

松 治兵衛

松 仁右衛門

その結果、大瀧村では、寛文四年庄屋一間、役家四間、高持名子二間であり、延宝五年には、高持名子二間が相家・名家各一間と変わった以外は寛文四年のままだったのが、延宝六年の役家制度改訂後は、先規よりの役家四間、相家を役家に直したのも一間、名子を役家に直したのも一間、全く新規に役家とされたもの九間で、役家は一挙に一五間となり、さらに新たに名子家が四間とり立てられた。頸城・魚沼両郡では、ほとんどの村で、役家改訂によるこのような役家数増加があった。いかなる小高持をも一間前としたことは、この頃の小作地は、本家に番役を提供させるためのもののみではなく、生産高の中から、小作人再生産分と貢租分の他に、地主作徳分を納めるものも多くなったので、自立経営となるに充分な石高所有者を役家とするのではなく、零細高持となった名子等が、小作地や新開地等で経営を補いながら、農業生産と生計との両面でかなり自立し得た実態を認めたものである。そのことは、無高の中から新たに名子家をとって、名子家銀を課したこととさらに裏づけられる。作徳小作地が成立しつつあったため、無高小作農の中に名子役家銀を負担するものがあったのである。

役家制度改訂後の家族労働力構成は、魚沼郡各村の平均人口をみると、九人あるいは一人というものが多く、少ないのも七・五人にもなり、複合家族を中心とすることにおいては改訂前と基本的に変化がなかった。この時期の他郡においては、次章以下で述べるごとく、天和二（一六八二）年検地直後も、魚沼郡と同様複合家族経営の優位は崩れていないので、延宝期には魚沼郡と同様であったとしてよい。

延宝五年の役家制度改訂は、上層の複合家族経営は、依然として農業生産と農村共同体の中で中心の特権的立場を維持していたが、一方、新田開発・田畑売買・高分けの進展および作徳小作地の増加という状況の中で、名子・小作人等が経

営自立を進めつつあるという農村構造の変化を把握して、貢租の増徴を図ろうとしたものといえる。ここで大量に増設された役家の中には、長期の夫役動員に耐えられない小家族小高持の小作農も多かったことを考えれば、改訂後の役家は貢租増徴のための意義が大きく、本来の陣夫役動員組織としての意義は小さい。このことは、屋敷持層を役家として夫役賦課単位とした政策から、石高所有を基準として貢租夫役を負わせる政策へ転換を図ったものといえる。しかし、この時期の農村構造の変化を把握するためには、石高所有の移動を追認して役家を増設する役家制度改訂では不十分である。しかも、高田藩は、知行地の禄米制への切り換えに対する不満が、越後騒動を一層激化させ、延宝九年に綱吉により改易された。農村構造変化の把握は、改易後、幕府による天和検地においてようやく実現した。

① 拙稿「文禄慶長期の越後の検地」日本歴史三四七号。

② 当地域の慶長元和期の地方年貢史料は、慶長三年の家数か、その後の年貢負担者数の基準となっていることを示すが、慶長元和期の年貢負担者は、土着農民武士や豪農の他に、彼等の屋敷内百姓や小作人で新たに名請地を得たものを多数含んでいる。前掲拙稿。

③ 相家は、慶長三年岩室村検地帳の場合には、末尾の家数の部分に、つぎのように付記されている。

「老間 ^(相) 合屋甚六 桜井坊」

相家甚六は、屋敷名請人桜井坊の屋敷内百姓であるが、自己の名請地一・六九石をもち、自立性も強く、元和期には本家に代って年貢責任者になっている。前掲拙稿。寛永の相家も、本家に隸属しながら、名子よりも自立性の強いものが指定されたものであろう。

④ 高田藩領各村々では、年貢皆済目録が慶安期以降増し始め、寛文期から急増する。年貢皆済目録にある役家数は村高とは比例せず、二〇三〇石以下の村の中には役家のないものもある。しかし、これは、

高田藩の村切りと新田検地を合せて検討し直す必要がある、一郡あるいは一地域では石高と比例している可能性もあるが、現在筆者の知りえた史料の範囲でこのように述べた。

⑤ この時代の越後では、一般に名子という語は本家百姓等と小作係役関係にある隸属農民を呼ぶ名称であり、政策的基準で指定された役家制度の名子家とは異なる。名子家は、役家等に隸属する血縁非血縁の被官百姓である名子の一部にすぎない。本稿では、かかる一般の被官百姓を名子とし、役家制度の名子家とは区別する。

⑥ 朝尾直弘『近世封建社会の基礎構造』一〇八〜一一〇頁。

⑦ 拙稿「越後の天和検地と小農自立」地方史研究一一三頁。

⑧ 拙稿「松平光長高田藩の藩政機構について」日本歴史三二六号。

⑨ 「延宝五年御用留」、北魚沼郡堀之内町、宮家文書。松井治兵衛・松井仁右衛門は魚沼郡担当の郡奉行である。

⑩ 『訂正越後頭城郡誌稿・下』一一三〇頁。

二 天和検地の実施

延宝九（一六八一）年六月の松平光長改易後、幕府は遺領四郡約二六万石を幕領に編入し、四人の大名に命じて、天和二（一六八二）年四月から七月までの間に検地を実施した^②。翌天和三年五月付けで各村に検地帳を下付し、天和四年に天和三年検地帳にもとづき名寄帳を作成させ、この検地の結果が、幕末まで村落支配貢租賦課の基準とされた。また検地に先立ち、天和元年役家銀が廃止された。

すでに幕府は、農村支配方針を転換し、寛文延宝期には、農村での商業経済の浸透によって進行しつつある高持百姓と水呑への分解を基本とする農村の動向を把握して、「現実に行進しつつある農民層の分解に伴う地主・小作関係を容認し、小作百姓・家抱等を分付記載の形で登録・把握」する検地を、畿内先進地を始め各地で実施した^③。綱吉初政においては、農政担当老中を設けるなど農政への力点が強く置かれた^④。とくにこの高田領検地は、天和・元禄期に、幕府が大名課役として実施した一連の検地の最初に位置している^⑤。検地条目は二九条からなり、この期の幕府検地条目と同趣旨のものといわれ、各藩は実施の前に何回も説明を受け、相互に綿密な連絡をとり、現場には幕府の延宝近江検地資料を携行させられた^⑦。

高田藩時代には全領一斉検地はなく、新田検地も知行地・蔵入地ともにその都度個々に実施したが、この検地では精密に全区域を丈量し直した。これまでは六尺三寸竿であったが、六尺一分竿を用い一反三〇〇歩で、石盛は田畑とも従来上・中・下であったのを、上々・上・中・下・下々の五段階を基準とし、耕地の状態によっては、五段階の下に田には山田砂田など、畑には山畑切替畑などの低生産力の田畑石盛も行われ、地味用水日照傾斜降雪田畑外の稼ぎなどを考慮し、隣の村や領内他区域と対照しながら行い、屋敷は上畑の石盛であった。山林山畑草山も高入れし、青苧・楮・漆・塩田等もそれぞれ基準を設け高入れし、慶長以来光長藩時代にも認めていた多量の除地は、寺社名請地の一部をのぞきほとんど

第2表 天野沢村天和2年高持と天和3年検地名請人の比較

天和3年検地名請人			天和2年(検地前)高持	
名 請 人	所有高	屋敷面積	名 前	所有高
七 兵 衛	32.00	石 反 畝 歩 1.7.23	左に同じ	51.63
伝 左 衛 門	12.22	5.12	〃	18.70
角 左 衛 門	1.21	2.20	〃	1.20
徳 兵 衛	39.20	1.0.12	〃	60.55
八 左 衛 門	16.10	5.00	〃	22.71
喜 左 衛 門	17.07	6.20	〃	29.09
小 兵 衛	11.08	5.06	〃	14.44
市 兵 衛	12.38	3.29	〃	19.87
半 十 郎	18.78	0.10	〃	24.66
		1.2.17		
儀 兵 衛	20.26		左に同じ	26.66
三郎左衛門	8.07	5.18	〃	13.34
四郎右衛門	18.35	6.10	〃	26.03
武 左 衛 門	14.45	2.05	〃	20.96
庄 八	0.06		中村重兵衛分庄八	5.44
八郎右衛門	14.83		中村八郎右衛門	24.76
吉 右 衛 門	9.97		中村吉右衛門	17.37
孫 左 衛 門	15.30	5.18	庄 次 郎	0.14
小兵衛名子 長助	1.13	4.20	総 左 衛 門	22.85
重 兵 衛	3.31			
門 十 郎	0.08			
勘 兵 衛	0.03			
七兵衛名子 茂兵衛	0.47	2.05		
半 四 郎	0.08			
八左衛門名子利右衛門	0.29	2.14		
半十郎名子六左衛門	0.36	4.01		
吉 左 衛 門	1.02	1.1.10		
庄 五 郎	0.20			

天和3年村高 267.4 石、天和2年検地前の村高 400.4 石 塩沢町君沢
細矢家文書

一般百姓の名請地にした。光長藩末期には、表高二六万石余、実高三三万石余であったのが、この検地では三六万石余と
なった。しかし、この検地では、全藩領に同一基準で精密に丈量がなされた結果、山間地や早くから開墾と新田検地の進
んだ南魚沼郡などは、平地との釣合上、藩の用いた実高と比較するとむしろ減高となった村が多い。⑨

この検地では、同居家族や名子・小作などで、耕地名請を認められて新たに高持になったものが多い。⑩ その結果、第二
表に示した魚沼郡天野沢村
(塩沢町)のようにな請人
数が増加した村が多い。天
野沢では、検地で村高が大
きく減少したこともあって、
持高が大幅に減少した。儀
兵衛の父吉左衛門が屋敷地
を名請したが、天和四年名
寄帳では、両方とも儀兵衛
名請に直してあるので、儀
兵衛は天和検地では分家を
擬装したものとすれば、検
地直前の村内一五人の高持
は、検地後二人をのぞき一
三人が屋敷を名請したこと

になり、天和三年屋敷持は、天和二年村内高持数より三人の増加である。

第二表で、天和三年の長助から下の吉左衛門をのぞく九人のうち、茂兵衛・利右衛門・六左衛門・庄五郎の四人は、天和元年史料^①に高不持百姓と記してあるので、名子が小作地の一部か自分の新開地を名請されたものであり、長助は天和二年には小兵衛の同居姉婿であったのが検地で分家名請したもので、名請後も名子と分付けされ、本家への徭役労働を義務づけられた^②。残り四人は、天和二年の全村内の持高家族名年齢を記した史料の中に名前がなく、天和検地では入作者である旨を記さないことが多く、この村でも、検地直前の天和二年史料には、隣村中村の百姓であることが付記された八郎右衛門と吉右衛門が、天和三年に中村と付記してない。天和検地帳には、このように入作者と推定される零細名請人が多数記載された村が多い。したがって、天和検地での名請人数増加は、一般的には天野沢のように同居家族・名子・小作等の名請によるものである。

① 弘前藩主津縣信政、飯山藩主松平忠俱、松代藩主真田幸道、諏訪藩主諏訪忠晴。

② 弘前藩日記天和二年、弘前市図書館蔵。

③ 藤野保『新訂幕藩体制史の研究』四九三～五〇九頁。

④ 辻達也『幕政の新段階』『岩波講座日本歴史近世3』一九六三年刊

所収。藤野保氏前掲書五二三～五三〇。

⑤ 大森映子「大名課役と幕藩関係」歴史学研究会別冊特集『世界史認識における民族と国家』一九七八年刊所収。

⑥ 藤野保氏前掲書五九〇、六一七頁。大森映子氏前掲論文。

⑦ 拙稿「越後の天和検地の実施と検地役人」新潟県史研究3。

⑧ 拙稿「越後の天和検地と小農自立」地方史研究一一三号。

⑨ 天和と元禄期幕府検地について、「幕府は一方で可能な範囲での高

の打出しを計りながらも、他方土地の実情を無視した石盛付にならぬよう配慮していた」（大森映子氏前掲論文）という事情は、検地帳末の幕府公認村高の右肩と左袖に、小字の付箋で、高田藩の実高との増減を示すという形で巧妙に表現されている。

⑩ 拙稿「天和検地」小村式編『近世越後・佐渡史の研究』所収。

⑪ 南魚沼郡塩沢町君沢、細矢家文書。

⑫ 天和検地では、多数の同居家族や名子の新名請があるにもかかわらず分付けはまれである。筆者は、天和検地の名子・小作の分付けは、同居家族や名子の名請を実施する中で、一部に隸属関係を明記することを認めて、上層手作経営が徭役労働を確保しようとする立場を認めたものとした。前掲拙稿「天和検地」。

三 天和検地以後における農村構造の変化

a 検地施行直後の状況

延宝九（天和元）年改易後貞享二年まで魚沼・頸城はともに幕領であり、貞享三年から頸城郡の一部が稲葉氏領となる。貞享二年堀之内組中条村々宗旨御改帳で現在の北魚沼郡広神村に属する一二カ村の家族構成を示したのが第三表である。天和検地直後の農村構造を、全体としてみた家族数の大小がある程度経営規模と相關関係をもつと前提すれば、この表では個々の家族構成の上から農村構造を検討できる。全戸の平均家族数は七・四七人で、一〇人以上の家族を有するものが二三間で二一・四パーセントもある。次節に掲げた魚沼・頸城両郡の村々の、天和貞享期の平均家族数はこれより多いので、両郡全体では、家族一〇人以上の家の比率がもっと多くなる。この表でも、一般的に村の中層以上に馬が多いが、とくに各村の上層は多数の家族を擁しながら、ほとんど全部が馬を有する。この表からみると、天和検地である程度名子・小作・同居家族の名請が実施された後も、半数以上の経営が傍系親族または奉公人を含み、上層には複合家族で年季奉公人や馬を擁する手作経営が存在し、下層には小作経営と思われる下人を放出する小家族経営が存在し、検地以前の構造は基本的には変らなかつた。

つぎに、北魚沼郡の親柄村（広神村）と大石村（堀之内町）について、天和三年持高と貞享二年家族構成を対比して第四・五表に示した。いずれも魚野川と破間川の合流する小盆地の山麓にあり、関東街道の宿場堀之内に近い。親柄村は第三表の一二村中にも含まれる。

親柄村。二五石の庄屋半兵衛は可働年齢者八人を有し典型的な複合家族手作経営である。魚沼山間地では、耕地実面積は検地帳上の面積よりも相当に広いのが普通で、半兵衛の経営面積二町三反は実際には三〜四町歩だったのであろう。左左衛門は一一・五九石で無屋敷だが、加左衛門は貞享二年史料では左左衛門の同居の父であるから、天和検地では高分け分

第3表 北魚沼郡中条村々家族構成表 貞享2年

家族数	I 当主とその直系親族および当主の未婚の弟妹の範囲内のもの	II 当主の直系親族の他に傍系親族およびその家族を含むもの	III Iに奉公人を加えたもの	IV IIに奉公人を加えたもの	合計	合計の中で奉公人を放出するもの	合計の中で牛馬を所有するもの
人以下	軒	軒	軒	軒	軒	軒	軒
3	6				6		
4	15	2			17	4	1
5	6	4		1	11	2	3
6	10	7			17	1	5
7	2	7		1	10		2
8	3	9		1	13		7
9	3	6		1	10	2	6
10	2			2	4		4
11		2		1	3		2
12	1	4			5		5
13		2		1	3		1
14	1		1	2	4		4
15				1	1		1
16		1			1		1
17		1		1	2		2
合計	49	45	1	12	107	9	44

この中条村々は、現在の北魚沼郡広神村に属する横瀬村・長堀新田・下田村・親柄村・小平尾村・栗山村・金ヶ沢・田中村・赤石村・権四郎新田・五右衛門新田・真平新田の12カ村である。貞享二年堀之内組中条村々宗旨御改帳・北魚沼郡堀之内町宮家文書。

第4表 北魚沼郡親柄村・天和3年(1683)石高・貞享2年(1685)家族労働力構成対照表。

⊕は屋敷名請あり。

名前	天和3年所有高	家族数	15歳以上60歳以下	下人数	馬	備考(主な同居人および屋敷その他)
庄屋半兵衛	⊕ 25.58	10	8	下人2, 下女1	1	弟夫婦, 養子
与四左衛門	⊕ 14.62	8	6			甥夫婦, 屋敷二カ所
甚兵衛	⊕ 13.52	7	4			
左左衛門	11.59	10	5	下女1	1	弟夫婦, 無屋敷他に父名儀の名請地
又左衛門	⊕ 12.22	6	6			
半助	⊕ 5.93	5	4			
千助	0.53					
加左衛門	1.15					

越後国魚沼郡親柄村御検地水帳、堀之内組中条村々宗旨御改帳、北魚沼郡堀之内町、宮家文書。

越後の天和検地と農村構造の展開（松永）

第5表 大石村・天和3年石高貞享2年家族労働力構成対照表。⊕は屋敷名請あり

名 前	天和3年 所有高	家族 数	15歳以上 60歳以下	下 人 数 下 女	馬	備考（主な同居人その他） （ ）内は年令
平 兵 衛	⊕ 10.21	5	5		頭1	甥独身
次郎右衛門	⊕ 18.85	14	10	下人2, 下女1	1	甥夫婦
甚 右 衛 門	⊕ 11.18	7	6		1	甥夫婦
藤 左 衛 門	⊕ 10.21	11	8		1	弟夫婦(45, 36) その子二人(20, 2), 甥(27)。
惣 右 衛 門	⊕ 9.33	11	8		1	弟夫婦(42, 38), 長男夫婦次男夫婦
山 三 郎	⊕ 10.95	12	9	下人3, 下女1	1	当主34歳, 叔父夫婦(49, 42)と子一人。
名子藤右衛門	0.03	2	2			次郎右衛門名子, 甥(26)田戸村へ下人(1年季)に出ず。
名子新左衛門	0.22	4	3			次郎右衛門名子, 寺に住居。甥同居。
三 右 衛 門	0.01	9	7	下人3, 下女1	1	切替畑のみ名請
五郎右衛門		7	5			長男独身, 次男夫婦。三男(26)下人(3年季)に出ず。
半 兵 衛	0.47					
六 左 衛 門	⊕ 10.12					
市 右 衛 門	⊕ 9.39					
惣 左 衛 門	1.33					
天 宗 寺	7.94					
清 三 郎	0.02					切替畑のみ名請
八 兵 衛	0.04					〃
喜 兵 衛	0.01					〃
九 左 衛 門	0.04					〃
三 郎 兵 衛	0.01					〃
甚 三 郎	0.00					〃
七 兵 衛	0.02					〃
彦 五 郎	0.01					〃
与 右 衛 門	0.02					〃
庄 右 衛 門	0.00					〃
佐 十 郎	0.01					〃

天和3年越後国魚沼郡大石村御検地水帳、貞享2年堀之内組大石村宗旨改帳、北魚郡堀之内町、官家文書。

家の擬態をとったものである。千助は宗旨御改帳に名前がなく名請高はほとんど全部が新田分であり、同検地帳内の新田分五石余は寛文末～延宝期の開発であるから、千助は入作者が名請したものである。

大石村。ここでも一〇石以上の中に複合家族がある。馬は宿駅堀之内との関係が考えられるが明確な史料がない。一八・八石の次郎右衛門は、一年季奉公人男二・女一を抱え、一五～六〇歳の可働年齢者一〇人を擁しながら、なお名子藤右衛門〇・〇三石と名子新左衛門〇・二二石を抱える。藤

右衛門は次郎右衛門名子として、おそらく名請地の他に若干の小作地を耕作し、徭役を提供しながら、甥二六歳を近隣の田戸村へ一年季奉公に出す。名子新左衛門は次郎右衛門名子でありながら、七・九石を名請した寺の屋敷内に住み、そのことから、天和以前の名子のように、次郎右衛門とのみでなく他の高持との間にも小作関係を推定し得る。

一方、天和四年小栗山村（南魚沼郡六日町）名寄帳^①の末尾には、庄屋勘左衛門名請高一七石余のうち一五筆合計一・八石を定入作と記して、二人の他村百姓に小作させたことを示す部分と、本田百姓の新田での持高を名寄した部分が付け加えてある。二つの綴じ加えた部分は、筆跡や体裁からみて名寄帳とほとんど同時期に作成されたと考えられる。天和検地での上層農民名請地もまた、手作地のみではなく、他の農民の小作地を含む場合があったのである。

大石村の二間の名子のあり方を考えると、この時期の名子は、特定の本家に対して、零細名請地（小作地の一部の名請を認められた場合も名子の新開地の場合もある）―徭役、または小作地―徭役という形で完全に縛られるのではなく、零細名請地または小作地―徭役という関係を結びながらも、保有労働力の完全燃焼を求めて他に年季奉公人を放出したり、他の高持の小作地を求めたりして、少しでも独立生計と独立経営に近づく形をとっていた。

五郎右衛門は天和検地では他の名前で名請されたものであろう。一石未満名請人が二人もあり、このうち一人は〇・一石未満の切替畑のみ名請で貞享二年宗旨御改帳には名前がないので、入作者が新開畑を名請されたものである。こういう形の零細名請人は山間地の天和検地帳には多い。三右衛門は天和三年にはわずか〇・〇一石だが、貞享二年には下女を含む九人の大家族になっている。天和三年には他の親族の名請になっていた高を、後で三右衛門の名にまとめたのである。

この二村の史料と第三表から、つぎのことが結論づけられる。すなわち、天和検地直後の魚沼郡では、一〇石あるいは二〇石以上所有の村落上層が、複合家族形態で、とくに魚沼郡では馬耕をとり入れて、手作経営を維持していること、また天和検地帳に出現した一石未満名請のような零細名請人は、小作地で経営地を補い年季奉公人を放出し、中には、まだ

上層農と徭役関係につながれ上層手作経営を支えているものもあること、単婚小家族経営がまだ支配的となるに至っていないこと、である。この結論は、さらに次節で、天和検地前から元禄期にいたる史料を分析する中で、魚沼・頸城両郡全体においても同様であることが証明される。

b 元禄期における家数の増大と単婚小家族化の進行

天和検地実施後、とくに元禄期における農村構造の変化をみるために、天和前後に連続した史料を有する村について、第六ノ九表に、村高・役家数・名請人数・家数および一戸平均家族数を表示した。この表で牛馬について記さないものは有無を確認する史料がないものである。寛文延宝期の皆済目録にある役家・名子家の他に、ほとんどの村は庄屋が一問存在するが、史料で確認しないものは庄屋を記さなかった。

小栗山（六日町）。関東街道の要地および魚野川の船着場として中世から栄えた六日町から、一・五キロ程の距離にある。延宝九年には、家数二一間一戸平均人数九・四、村総馬数二八牛数四だが、各家毎の史料はない。貞享元（一六八四）年の人別万書上帳^②によれば、「御大名衆様御通り之刻ハ六日町五日町両宿場へ助人馬出し申し候」とあり、この村の馬数は助郷や宿場輸送業務との関連が考えられるが、魚沼郡全体にこの時期馬が多く農耕にも利用された^③。

天和四年には村高三二五石、名請人二七人そのうち入作五・寺一で、村内名請人は二二人となり、この村では天和検地で名請人は一人増にとどまった。検地前五五七石あった村高のうち、二〇〇石前後は新田検地後荒地となり、延宝末年再び開発されて今新田一八三石余として、小栗山三二五石と別になり、小栗山村の田畑高は天和検地では実際にはほとんど変化なく、名子・小作人等の新名請人は別帳になっている新田分で増加した。ついで貞享元年には家数（本百姓と付記あり）二一間、人数一七三人で、一戸平均八・二人となり、まだ複合家族形態が中心であった。家数の変化からみる限り、小栗山での天和検地の名請は、複合家族の手作経営と名子層の徭役労働小作地経営との関係からなる基本構造に大きな変

第6表 寛文延宝期～元禄期各村家数家族数の変化・南魚沼郡

	年代	村高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1戸平均家族数
小栗山村	寛文4	557.4 ^石	足役家7, 名子家3, 庄屋1	9.4
	延宝7	〃	〃13, 〃3, 〃1	
	延宝9	〃	〃13, 〃3, 〃1, 水呑3, 寺1 馬28, 牛4	
	天和4	325.8	名請人27(その内入作5, 寺1, 屋敷名請人13)	8.2
	貞享1	325.8	家数(本百姓)21 馬16, 牛2	
	元禄14	345.7	本家52, 名子家6, 組頭1, 庄屋1, 寺1 馬43	4.7
思川村	天和1	110.4	高持10	5.0
	天和3	〃	名請人12(その内屋敷名請人8)	
	元禄12	〃	家数22	
田中村	天和3	182.0	名請人24(その内屋敷名請人10)	5.8
	正徳5	〃	家数30, 馬20, 牛2	

(参考資料) ○寛文五年「辰之年小栗山村万納方皆済状之事」, 延宝八年「未之御年貢米万納方皆済目録」, 延宝九年「魚沼郡六日町組小栗山村御指出之事」, 天和四年「六日町組小栗山村名寄帳」, 貞享元年「越後国魚沼郡六日町組之内小栗山村人別并万書上帳」, 元禄十四年「六日町組小栗山村村鑑帳」, 南魚沼郡六日町小栗山田家文書。

○天和元年「魚沼郡塩沢組思河村万御納所方庭帳」, 「松平肥後守預所越後国魚沼郡思川村天知三亥高入宝曆七丑高入文政元寅高入高反別小前帳」, 元禄十二年「宗旨改帳」, 南魚沼郡塩沢町思川河野家文書。

○天和三年「越後国魚沼郡田中村御検地帳」, 正徳五年「越後国魚沼郡塩沢組田中村同新田差出」, 南魚沼郡塩沢町南田中南雲家文書。

化がないまま、小作地の一部や新開地を小作・名子の名請地にしたものである。だが、天和検地で同居家族・名子等の名請を認める方針をとったことは、その後彼等が自立する契機となった。

元禄一四(一七〇二)年には、本家五二・名子家六・組頭一・庄屋一・寺一合計六一間で、村総人数一八六人(そのうち僧四人)馬数四三頭となり、寺をのぞくと一戸平均家族数四・七人となる。この間元禄四年七石八斗、元禄七年一二石余の新田検地があった。百姓が四〇間も増加し、急激に単婚家族中心の構成に村全体が変化した。馬の急増は宿場六日町との関係が考えられる。

思川村(塩沢町)。六日町のすぐ南の宿場塩沢から一キロ程離れ、耕地条件も小栗山と同様である。天和元年には高持一〇人、天和三年検地では名請人二人(そのうち屋敷持八人)で名請人二人増である。四人の無屋敷名請人のうち寺を含む三人は、元禄一二(一六九九)年宗門改帳と対照すると、村内名請人であることが確認できるが、一人は村

内か入作かは不明なので、結局検地前の高持数から天和検地名請人数へは一ないし二の増加となり、村落構造に大きな変化はなかった。

ところが、元禄一二年には家数二二間となり、わずか一六年間に天和検地名請人から一〇間も増加した。天和三年二六・九石名請の忠右衛門は、元禄一二年には家族数一〇人で、そのうち一五〜六〇歳のもの六人（そのうち下人下女三）で、依然として大家族手作経営の形をとどめているが、村全体としては家族数七人が四間、六人が二間、五人が六間、四人が五間、三人が三間、二人が一間で村平均は五・〇人となり、単婚小家族化の方向に向っている。この村も小栗山同様、天和検地では村の構造に大きな変化がないまま名請人の微増で終ったが、貞享から元禄一二年の間に、家数の大幅増加と単婚家族化という大変化を示した。

田中村（塩沢町）。塩沢から二キロ程南の街道沿いの田中村では、天和三年名請人二四（そのうち屋敷持一〇）であったが、正徳五（一七一五）年には、村高は同じで家数三〇間、村総人数一七四で一戸平均五・八人、馬二〇・牛二である。

南魚沼盆地とは異なり、第七表にあげた北魚沼郡は、谷が深く寒冷で地形も複雑で小集落が多く、元禄期の傾向が若干異なる。

芋川村（湯之谷村）。魚野川の支流で福島県境から流れる佐梨川の谷間にあり、宿場堀之内から一四キロ程である。一戸平均一一・五人という延宝期の家族数と、馬一戸平均一・二頭は、やはり複合家族手作経営の優位を示している。天和検地では名請人の最低持高が五石余で、名請人数は全く増加しなかった。元禄七（一六九四）年、村高は天和と同じままで、本百姓一〇・水呑二で村総人数一一〇人となり、家数は五間増加し、高持も三間増となった。元禄七年の牛馬二五頭は、本百姓一〇間に對して、馬耕を中心とした作業体系で経営が維持されたにしてもやや多いが、これはこの村が上田銀山関係の荷継場にあてられたことによる。^④

正徳元（一七一）年には、村高は増減ないまま本家一一、名子四、村総人数一五四人、総馬数は一三となった。一戸平

第7表 寛文延宝期～元禄期各村家数家族数の変化。北・中魚沼郡

	年代	村高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1戸平均家族数
芋川村	寛文12	104.0 ^石	役家 2, 名子家 1, 庄屋 1	人
	延宝 9	104.0	役家 4, 名子家 2, 庄屋 1, 馬 9	11.5
	天和 3	103.0	名請人 7 (その内屋敷名請 7)	
	元禄 7	〃	本百姓10, 水呑 2, 馬25	9.1
	正徳 1	〃	本家11, 名子家 4, 馬13	10.2
三池村	天和 1	77.9	役家 6, 名子家 2, 庄屋 1, 馬 4	7.8
	天和 3	89.1	名請人10 (その内屋敷名請 9)	
芦カ崎村	延宝 4	59.4	本家12	
	延宝 7	〃	本家12, 名子家 1	
	天和 3	77.8	名請人22 (その内屋敷名請16, 無屋敷寺 1)	
	貞享 5	〃	本家17 (その内寺 1) 馬29	7.9
	元禄 5	〃	本家17 (その内寺 1) 馬20	8.8

(参考資料) ○寛文十三年「子之年御年貢米皆済目録」, (前欠)「午之皆済目録」, 延宝九年「御公儀様御母ニ付差出申帳」, 天和三年「越後国魚沼郡芋川村御検地水帳」, 元禄七年「越後魚沼郡小出嶋組芋川村差出帳」, 正徳元歳「越後国魚沼郡芋川村差出シ帳扣」, 北魚沼郡湯之谷村芋川屋家文書。

○天和元年「越後国魚沼郡広瀬郷下条ノ内三池村郷帳書」, 天和三年「越後国魚沼郡三池村御検地水帳」, 北魚沼郡広神村並柳仲丸家文書。

○延宝五年「辰之御年貢米納方皆済目録」, 延宝八年「未之御年貢米万納方皆済目録」, 貞享五年「越後国御代官所郷覧帳ひかへ」, 元禄五年「妻有組芦カ崎村有来米々書付指上帳」, 中魚沼郡津南町芦カ崎大口家文書。

均一〇人の家族員数と、宝永三(一七〇六)年銀山が廃山になったのにまだ一戸平均〇・八六頭の馬を有したことは、複合家族手作経営の優位はまだ続いていたこととなる。元禄七年よりも馬が減少したが、家数は三間増加し、一戸平均家族数は一・一人増加した。農耕にも利用された馬の減少が家族労働力増加で補われたものである。

三池村(広神村)。天和元年の村高七七石家数九間から、天和三年には、村高は本田新田合計八九石となり、名請人は一〇人で、検地前の無高の名子二人も耕地屋敷を名請され、その他に新名請人が一人増加したが、わずか一間の増加では、天和元年の一戸平均七・八人の家族構成が大きく変化したとは考えられない。

黒鳥新田(広神村)の元禄六年史料^⑤によれば、寛永期以来、各村で庄屋が村内の役家一間について年間四人ずつ使用を許されていた人足は、「田打刈敷田之草取稲刈に遣来申候」とある。この制度は、もともと複合家族手作経営として、支配下の名子等から徭役労働を提供させていた庄屋に対して、役家の労役を特権と

して与えたものだが、北魚沼郡では、これが元禄期にもまだ特権として庄屋の手作経営に使われていた。

中魚沼郡は、信濃川の河岸段丘と小支流の谷間に集落があり、やはり豪雪地である。

芦カ崎村（津南町）。中魚沼郡最南部で信濃境に近く信濃川の河岸段丘にある。延宝七（一六七九）年の本家一二・名子家一から、天和検地で、名請人二二人でそのうち屋敷持一六・屋敷なしの寺一と名請人は急増したが、そのときの屋敷持一六と寺一が、そのまま貞享五（一六八八）年に本家とされた。天和検地の無屋敷名請人は、一人が入作で、もう一人が寺であることが確認できるが、残りの一石未満の四人については分らない。貞享五年には、一戸平均家族数七・九人で、本家一七に対し馬が二九頭もあり、馬の多いことは、信濃川沿い飯山道の荷物輸送との関係も考えられるが、農耕馬としての意義も無視できず、ここでも馬耕をとり入れた複合家族手作経営の優位が推定される。元禄五（一六九二）年には家数は変わらず、村総人数一五〇人で一戸平均八・八人と増加し、馬は二〇頭に減少したがその分だけ家族数が増加した。この地域（津南町）の他村も同様の傾向で、元禄五年魚沼郡妻有組寺石村有来品々帳によれば、寺石村は高二八石・家一五間で馬一三頭・一戸平均家族数八・七人、越手村は家五間・馬五頭・一戸平均家族数一三・六人、羽倉村は家一〇間（神主一）・馬七頭・一戸平均家族数九・九人、足滝村は家六間・馬六頭・一戸平均家族数一一・三人、穴山村は家三間・馬二頭で、一戸平均家族数一二・三人である。

この後の変化を追うと、元禄五年の芦カ崎村と枝村小下り・石坂・城原・百合草窪との合計で高一九四石、家数三五間、一戸平均家族数八・四人で総馬数三七頭であったのが、享保九（一七二四）年、同じ五カ村で家数四一間、馬一七頭、一戸平均家族数一二人となり、家数が増加し馬の減少と家族員数増加があった。^⑧

第八・九表に頸城郡の史料を表示した。高田藩城農村の研究に当り、初期の史料が高田藩領の中心部である中頸城郡平野部で乏しいために、中頸城郡南部や東・西頸城郡の分析により、頸城郡全体の傾向を推定せねばならない。

会沢村（東頸城郡松代町）。東頸城郡松代・松之山盆地の最奥地にある。天和元年以後元禄期まで幕領であった。天和検

第8表 寛文延宝期～元禄期各村家数家族数の変化 東頸城郡, 中頸城郡東部

	年 代	村 高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1戸平均家族数
会 沢 村	延 宝 5	8.6	役家 1	人 8.6 6.0
	延 宝 9	◇	役家 2	
	天 和 4	7.8	名請人 2 (その内屋敷名請 2)	
	元 禄 15		高持 3, 高不持 6	
	正 徳 5		家数 9	
六 万 部 村	寛 文 11	185.3	本家 6	5.1
	延 宝 6	◇	本家 9, 名子家 3	
	天 和 4	273.1	名請人15 (その内屋敷名請15)	
	元 禄 9	◇	高持百姓17, 名子 6, 寺 1 牛馬なし	

(参考資料) ○延宝九年「越州頸城郡松之山順見帳会沢村」, 天和四年「越後頸城郡松之山会沢村御検地名寄帳」, 元禄十五年「松野山北組会沢村当年諸夫銭入用割賦帳」, 正徳五年「越後国頸城郡松之山北組会沢村宗旨御改帳」, 東頸城郡松代町会沢小野島家文書。
○延宝七年「午之納御年貢皆済目録」, 寛文十二年「御年貢皆済目録」, 天和四年「頸城郡美守郷六万部村御検地名寄帳」, 元禄九年「頸城美守郷六万部村指出ノ帳」, 中頸城郡吉川町六万部石野家文書。

地ではわずか村高七・八九石で、しかも延宝と比較して若干減少した。これは寒冷地のため低く石盛がなされ、実際は耕地面積も生産高ももっと多い。天和検地では、名請人は屋敷持が二人だけだが、五・八石名請の一人は屋敷を二つ名請しているから、山間地のため持高は少ないが、畑地を多く有する複合家族手作経営とみるべきであろう。この点後述の大濁村で、八石余で二〇人の家族を擁した経営と対比して考え得る。元禄一五(一七〇二)年には、村高が天和と同じで〇・六石の高持が一人増えて高持が三人となり、その他に無高が六人も出現し、その六人が無高でありながら諸夫銭のうち一六文と二八文を負担し、しかも五人組の構成員である。村の一戸平均家族員数は八・六人である。正徳五(一七一五)年には、家族は変わらず九間であるが、村の一戸当り平均家族数は六・〇人と減少した。延宝期から役家であった二間とも家族数が一人一人で複合家族である。

六万部村(中頸城郡吉川町)。中頸城郡東北部の海に近い小盆地であり、直江津柏崎間の街道に近く、直江津港までは一六キロ程である。早くから開発され、慶長検地帳もある。延宝六年には、村高一八五石で本家九・名子家三であったが、天和検地で村高二七三石と大幅に増加し、名請人は一五人で三人増加した。一五人全員が屋敷名請人である。村高約八八石の増加に対して、名請人がわずか三人増であった。

ところが、元禄九年には家数は二四間と急増し、その中に無高名子が六間も含まれ、村全体の一戸平均家族員数は五・一人と急速に単婚家族化し牛馬はない。

大濁村(新井市)。天和元年以後幕領となり、貞享三年から元禄一四年まで稲葉氏高田藩領となる。寛文延宝期に、高田藩は頸城南部に煙草作を奨励したと伝えられ、正徳五年明細帳^⑥には出ているが、その後の史料には全く出てこないのので、大濁村ではあまり栽培されなかったらしい。第一表に示したごとく、ここでも新田開発が進み、天和検地で村高が一〇石増加し、延宝七年の自家一五・名子家四から、天和三年名請人三〇人(そのうち屋敷持一八人)へと大幅に増加した。しかし、一石未満が一〇人、一石以上三石未満が五人と、零細名請人が多く、これらの零細無屋敷名請人は入作名請人が多くと考えられる。元禄九年には、天和の屋敷名請人から五間増加し家数二三間となる。寛文四年には村内で二五・九石が最高であったが、天和検地では最高が八・四石である。また家数からみると、寛文四年の家数八間が、延宝七年自家一五・名子家四となり、天和三年屋敷持一八人、さらに元禄九年には家数二三間と、しだいに家数が増加して、複合家族手作経営が解体しつつあるかにみえるが、元禄九年の一戸平均家族数一人であり、家族数二〇人が一間、一九人が一間で、二三間のうち一五人以上が六間もある。元禄九年にも、なお典型的な複合家族形態を残している。

乙吉村(新井市)。天和元年以後幕領、貞享三(元禄一四年)まで稲葉氏領。頸城平野西南端にある。天和四年名寄帳では名請人二三人(そのうち屋敷持一七)であったが、元禄四年には高持二六人となり、このうち二一人は天和四年と名前が一致し、そのうち一石未満が二人であとは二石以上である。二六人の他に、二人分の高が、何かの事情で三人の分け持ち預かり高になっている。ここでも貞享元禄期に、すくなくとも五間の家数増加があった。

今泉村(上越市)。頸城平野の中央にあり、城下町高田と宿場町新井の中間にあり北国街道沿いである。天和検地の名請状況は不明だが、村高は五四一石から七三一石へと急増、耕地条件に恵まれた平地であり、街道の運輸・商業に関する日用稼も考えられる^⑩。貞享五年家数六二間のうち、無田の五人組百姓が一一間もいた。その後、元禄一一年には高持は一

第9表 寛文延宝期～元禄期各村家数家族数の変化 中頸城郡

	年代	村高	家数(役家数・名請人数)・馬数	1戸平均家族数
乙吉村	天和4年	315.0	名請人23(その内屋敷名請17)	5.1
	元禄4年	〃	高持26	
	寛保2年	325.0	本家14, 名子無田 6	
今泉村	貞享5年	731.0	家数62(その内無田11)	5.6
	元禄11年	731.0	庄屋 2, 本百姓37, 名子 2, 無田 7 馬35	
桶海村	寛文8年	79.0	本家 7, 名子家 4	9.0
	延宝8年		本家 9, 名子家 8	
	天和3年		名請人28(その内屋敷名請22)	
	元禄16年		本家13, 名子家11	

(参考資料) ○天和四年「(乙吉村名寄帳)」、元禄四年「越後国頸城郡大崎郷乙吉村銘々高寄帳」、寛保二年「越後国頸城郡大崎郷乙吉村郷指出帳」新井市乙吉浅山家文書。
 ○貞享五年「越後国頸城郡大崎郷今泉村五人組帳」、元禄拾壹年「越後国頸城郡大崎郷今泉村村鏡」上越市今泉区有文書。
 ○寛文八年「高附願書」、延宝九年「皆済目録」、天和三年「越後国頸城郡桶海村御檢地水帳」、元禄十六年「桶海村指上言上帳」中頸城郡妙高村桶海後藤家文書。

二間も減少し、名子無田九間と合計して総家数四八間、馬三五頭で、一戸平均家族数は五・六人となり、村全体として単婚家族化している。桶海村(中頸城郡妙高村)。天和元年以後元禄期まで幕領。中頸城郡南部の高冷な台地である。延宝八年の本家九、名子家八から、天和三年名請人は二八人(そのうち屋敷持二二人)と急増した。無屋敷名請人のうち何人が入作か不明だが、元禄一六(一七〇三)年桶海村指上言上帳^①では、入作は三人で持高合計四石余であった。元禄一六年には、本家一三、名子家一一となり、家数は天和三年屋敷名請人から二間増にとどまる。村高はわずか七九石余で田五町七反畑三町二反だが、下田・下々田が三町三反、下畑・下々畑・山畑が一町七反を占める。家族構成も、元禄一六年一戸平均九・〇人で、依然として複合家族手作経営が多い。

西頸城郡は、海に面して谷や扇状地が多く発達し、中世から集落が多数開かれ、早くから、直津江港糸魚川港を通じて近畿北陸先進地の影響を受けていた。

蓮台寺村(糸魚川市)。糸魚川から一キロ程の扇状地扇頂にある。こ

こは隣の一の宮村とともに伊勢神宮領であったため、役家制度も天和検地もなかった。第一〇表に示したごとく、寛永一六(一六三九)年の名請人三五人、家数一九間から、貞享元(一六八四)年には高持四六人

第10表 蓮台寺村名請人・高持・家数の変化

年 代	村 高	名請人・高持・家数
慶長 3 (1598)	131.4 ^石	名請人36 家数 15
寛永16 (1639)	157.2	名請人35 屋敷持19
貞享 1 (1684)	〃	高持 46 (その内寺2, 入作3)
元禄 5 (1692)	〃	高持 51 家数 43 (五人組)
元禄13 (1700)	〃	高持 53 (その内入作16)

慶長三年「糸魚川組之内頸城郡西浜蓮台寺村御検地帳」、寛永十六年「高寄帳」、貞享元年「山田知見出シ御年貢目録帳」、元禄五年「蓮台寺村五人組改之帳」、元禄五年「五ツ九分御物成帳」、元禄十三年「五ツ九分御物成帳」、糸魚川市蓮台寺区有文書。

となり、元禄五(一六九二)年には高持五人一人になったが、同年五人組帳では家数四三間である。寛永から元禄までに家数は二倍以上になった。

以上の各村々の例で示したごとく、魚沼・頸城両郡ともに、元禄期になると一斉に家数が著しく増加する。家数増加は、魚沼盆地の関東街道沿いや、頸城平野の北国街道沿いなどでとくに著しく、たとえば魚沼郡小栗山では貞享元年から元禄一四年の間に四〇間も増加し、この家数増加は、一般に単婚家族化を伴っていた。しかし、中頸城郡南部や東頸城郡および北魚沼郡などの、とくに深い山間寒冷地では、家数増加がみられたものの単婚家族化はみられず、依然として複合家族

形態が支配的で、信濃境に近い中魚沼郡南部山間地では家数増加さえみられず、複合家族形態で馬を抱えていた。

ところが 魚沼・頸城両郡とも、各村の宗旨人別帳等の人口・家族に関する史料が一八世紀後半以降急増するが、その時期になると 山間・平地を問わず、元禄期に複合家族であった地域も含め、ほとんどの村が単婚家族中心の構成となる。^⑩

c 農村構造変化の要因と特徴

前節では、天和以降元禄期に、魚沼・頸城両郡全体に大きな家数増加があったことを示したが、本節では、この家数増加の要因・特徴について検討する。

(1) 分家・名子の独立

増加した家数について、各村の様子をみると、数石の高を所有するものも存在するが、一石未満の零細高所有者または

第11表 魚沼郡塩沢村正徳
元年持高階層別表

所有高		人 数
石 70以上	石 100未満	2
50 〃	70 〃	3
30 〃	50 〃	4
20 〃	30 〃	3
10 〃	20 〃	17
5 〃	10 〃	24
1 〃	5 〃	35
	1石 〃	32
	高	81
無		
合 計		201

無高のものも多い。

魚沼郡小栗山では、貞享元年には家数二一間で、一戸平均八・二人、また複合家族形態が中心であったが、元禄一四年には、合計六一間で一戸平均四・七人となり、一挙に四〇間も増え単婚家族化している。この間小栗山の村高三二五石は、わずかに元禄四年七・八石、元禄七年一二石余の、新田検地による増加があったのみである。急増した四〇戸の中には、かなりの数の零

細高持や無高の存在が考えられる。これはあきらかに、小高持や無高の者が小作地で経営地を補う形のを、一間前として分家させたものである。その際、六日町等の宿場での運輸・商業の日用稼ぎが彼等の生計に影響を与えたことも、四〇間もの急増加と関連すると考えなければならない。

北魚沼郡の芋川村は、天和三年の名請人七から、村高は天和と同じままで家数は五間増加し、その内訳は高持本百姓三・無高の水呑二である。東頸城郡会沢村では、天和四年名請人二人であったが、村高は天和四年と変わらないまま、元禄一五年には〇・五石の高持が一間・無高が六間、合計七間も増加し、しかもいずれも五人組の構成員で諸夫錢を負担している。中頸城郡六万部村は、天和検地で名請人一五人全員屋敷持であったが、元禄九年には家数は九間増加し、そのうち六間は無高名子であった。

これらの家数増加については、同居家族や奉公人の分家、私的な名子の独立などが考えられるが、南魚沼郡の宿場塩沢村関係の史料の中に、その事情に関するものがある。

塩沢の正徳元(一七二一)年御仕置五人組帳^⑬によって第一一表を作成した。村高九七二石余総間数二〇一間のうち、無高が八一人をしめる。無高の主なる成因は、今まであげた村々の例からいえば、高持の没落ではなく、逆に無高分家を宿場という環境の中で一間と認めたものである。塩沢で、元禄五年(一六六六)年の間に高持分家した一四間についての史料がある。^⑭

一四間はいずれも五人組に所属しているが、その内訳は、当主の弟に高分けたものが一〇・妹婿一・こじうと一・家来二であり、分与された高は、弟の場合は五石以上が多いが、妹婿・こじうと・家来の各一人は一石以下で、弟の中の二人も一石以下である。七九・七石兵右衛門から〇・二九石を与えられた家来九兵衛は、「拙者夫婦永々奉公仕罷有候故去巳年右畑拙者方へ配当仕……高被為仰付」とあるので、家来とは名子の別名と考えられるが、この規模の畑では独立の農業経営は不可能で、この他に小作地を必要とし、これまでの関係から本家への番役労働からも解放されなかったであろう。他の多数の零細高持や無高百姓も同様な形であろう。

右の分家史料について、さらに推測を加えるならば、一四間のうち、家来すなわち名子はわずかに二間で、しかも一間はわずかに〇・二九石であることから、無高分家の大半は同居家族ではなく、名子の独立や奉公人の分家であったと考えられ、また弟は大半が五石以上であることから、同居家族分家の場合も弟が最も石高が多く格も高かったと考えられる。だが、この推測は、わずかに塩沢村の一部分の例にすぎないので、今後、史料収集による裏づけが必要である。

また、塩沢での、このような零細高持や無高者の多数の増設は、地主―小作関係による経営の補充のみならず、前述の、六日町近隣の小栗山のように、宿場における運輸・商業による日用稼ぎの存在^⑩を、もう一つの大きな要因として考慮すべきである。このことは、中頸城郡北国街道沿い今泉村の、無田を理解するための参考例ともなる。

(2) 作徳地主―小作関係の形成

前節でのべたように、元禄期に急増した家数の中には、零細高持や無高が多数存在して居り、彼等の生活を支えたものは小作地であったと考えられる。これには、天和検地以前から発展しつつあった作徳地主―小作関係が、元禄期に一層発展したことが、大きな要因となっている。次の史料は小作分家の一例である。

手形之事^⑪

一拙者儀大濁村半右衛門名子ニ紛無御座候、今度大池新田掛持百生之。屋守ニ罷出申ニ付而、以来御公儀様御法度并庄屋御ふれ渡、

相背申間敷候、又ハ新田百生中間ニテ我カ儘成義仕間敷候御事

一 小左衛門義代々浄土真宗ニ紛無御座候。此上御法度又ハ何様之六ヶ敷義御座候共、我等罷出急度將明可申候、為後日請判仍如件

元禄七年戊ノ四月

大濁村半右衛門名子

小左衛門

請人半右衛門

庄屋与右衛門

大池新田五郎右衛門殿

(傍点筆者)

半右衛門は所有高は不明だが、元禄九年には家族数が一四人であるから、複合家族手作経営である。元禄九年の大濁村宗門御改帳に四間の名子があるが小左衛門の名はない。元禄七年に、この手形を出して大濁を出たものである。右の手形には、請人の印はあるが小左衛門の印はないので、小左衛門は大濁村では高も持たず、一間の名子とも認められていなかった。半右衛門が大池新田に所有した耕地の田屋守、すなわち小作人として番小屋に住み耕作に従事し、一間の名子として大池新田人別に加わることになった。大濁村では、元禄期に家数が増加したが、その中にはこのような形も考えられる。また、前節で述べた、北魚沼郡幸川村、東頸城郡会沢、南魚沼郡小栗山などを始めとする各村々にみられた、零細高持や無高の家数増加も、この大濁小左衛門の例を参考にして考えることができる。

西頸城郡で、港町糸魚川近郊にある蓮台寺村では、元禄五年には高持が五一人であったが、同年五人組帳では家数は四三間である。元禄五年の五人組帳にある農民で無高が一〇人ある反面、五人組帳に名前がなくて同年御物成帳で高所有者になっているものが一八人ある。この中の六人は村外百姓であり、一八人のうち八人の所有高には、誰高之内と、今まで蓮台寺村五人組所屬者の所有高であったことを示す注記がある。商業経済の浸透とともに田畑売買質入が増加し、新小高持も出現し、五人組百姓の中にも、無高になり小作地と運輸・商業の日用稼ぎで生活するものが出現した。貞享二年糸魚

川町絵図によれば、町の中にも多数の家屋敷借名子が居住していた。^⑧

前述の第五表の大石村の名子や塩沢村の家来のように、一方では、貞享～元禄期にも地主―小作の係役関係はまだ根強く残ってはいたが、作徳地主―小作関係は、大瀧村小左衛門や蓮台寺村の例で存在が推定されるだけでなく、元禄期には、魚沼・頸城両郡においてすでに一般的に成立していた。北魚沼郡芋川村の、元禄七年芋川村差出シ帳^⑨には、次のように田地小作入上の明記があり、これは田における小作地の増加と作徳の一般的成立を示している。

一 田地小作入上 但畑小作地ハ当所ニ無御座候

一 上田壹反ニ付 入上米五斗壹式升ほと

一 中田壹反ニ付 入上米四斗六七升ほと

一 下田壹反ニ付 入上米四斗壹式升ほと

一 下々田壹反 入上米四斗程

一年季質物田地五年季、但畑質物無御座候

このような山間地の、正徳元年にもまだ複合家族形態が優位であったような村で、元禄七年における田地小作入上の一般的成立は、すでに天和以前から領内全域で作徳米が成立し始め、この頃すでに慣行として定着したことを示す。このような農業生産力向上を支える農業技術については、同史料に「田畑こやし刈敷馬屋こい用申候」とある以外に記録はない。また、南魚沼盆地の関東街道沿いの田中村の、正徳五年田中村同新田差出にも、年季質田地の一〇年季の相場が、上田金三兩二分以下、中田・下田・下々田と等級ごとに記載しており、地主作徳分の一般的成立による質田地相場の成立がみられる。肥料は厩肥と刈敷を使用し、まだ金肥は使用していない。さらに同じ史料の中に、村高一八二石のうち、近隣の君沢村八石・目来田村・塩沢村へ合計三〇石が質地に出されていて、また、七〇石余が「五郎丸中野村中村田地年々当村百姓拾五人ニ而出作仕」とあり、田畑質入の増加により、村相互の土地所有出入は大きく複雑化している。質入地あ

るいは質流地の増加からは、質地小作の増加が推定され、そのことが無高あるいは小高分家百姓激増の基盤であった。
作徳地主―小作慣行の確立は、次の史料のように、すでに元禄初年に、近畿先進地の影響を受け易く農業技術の向上も進んでいた西頸城郡においては、生産高に対して貢租の少い一部の有利な田地で、土地売買に際して、小作人が「定小作」としての権利を獲得するまでに至っていた。

永代売渡シ申田地之事^④

一田百五拾速刈 下名土須加平ト申所

此高壺石沓斗式升式合 名立大町高辻之内 此代金三両也

物成納壺石式斗

定。小。作。清左衛門^④

右者御公儀様辰之御年貢御役銀ニ行詰リ、如此我等持分田地代金三両ニ永代貴殿江売渡シ代金儘ニ請取申所実正也、於此田地ニ何方之構出入茂無御座候、来ル巳之春々高並之御年貢諸役等御勤可被成候、尤重而此田地少茂構申間敷候間、来ル巳ノ春々永代其方御支配可被成候、為後日之永代沽渡シ證文仍而如件

元禄元年

大町売主 吉左衛門^④

辰之十二月十五日

同 庄兵衛^④

請人小作人 清左衛門^④

与頭太郎右衛門^④

同 十右衛門^④

同 十左衛門^④

庄や 弥右衛門^④

大町

善八殿

(傍点筆者)

右の田一五〇束刈は、石高老石老斗余に対して、物成納すなわち地主作徳分と諸貢租分との合計は老石式斗であり、実収獲高は石高をはるかに上回っている。

高田藩では、土地売買を禁止せず、土地売買証文形式が普通で、土地売却とともに貢租負担義務も石高に比例して買主に移動した。延宝九年幕領となった後、天和貞享期の形式はまだ売買証文が一般的だが、元禄初年からは、年季を定めて質入しその期間質取主が耕作し貢租を納める質置証文の形式が領内の各村で一斉に出現し、この形式の証文は元禄六・九年頃から領内全体で急増する。年季質置形式の貞享以前の例は、西頸城郡能生町島道で、延宝四年一通・つづいて貞享元年一通・同二年二通・同四年一通・同五年一通、能生町鬼舞^②と新井市大濁で貞享五年が各一通、中頸城郡の六万部村で、天和二年が一通・同三年三通・貞享二年が一通の合計一三通を、現在筆者が確認し得たにすぎない。幕領となり幕府の方針で年季質置形式を命じたとも考えられるが、その場合、天和貞享期にはほとんど全部売買形式であったことの説明がでず、元禄期には以前から成立しつつあった地主作徳分が各村で一般化し、貨幣経済も浸透し、抵当物権として土地が扱われるようになったことが証文形式変化の要因である。

高田に、稲葉丹後守正通が、頸城・刈羽・三島を領して貞享三年に入部し、元禄八年に、里地一・二石山地一石以上を本棟としそれ以下の高持を名子棟として、本棟役銀・名子棟銀を課すことにしたが^③、一・二石の持高はあきらかに小作地により経営地を補うことを前提としており、そのような経営を本棟すなわち一間前の共同体構成員として認めためたのである。

(3) 年季奉公人の出現と減少

さきに、第三表で天和検地直後の農村構造をみたが、上層には複合家族で年季奉公人や馬を擁する手作経営が存在し、下層には小作経営と思われる下人を放出する小家族経営が存在し、検地以前の構造は基本的には変らなかつた。ただ、第三表の奉公人は一間を例外として他はすべて年季奉公人であり、総数二七人のうち、譜代五人・六年季二人・五年季五人

・四年季二人で、残りは三年季以下であり、譜代五人を抱える一間は、家族数一四人で譜代下人五人・四年季一人・二年季一人を抱えている。

現存の奉公人史料によると、天和元年幕領となった後、天和検地を境にして、旧高田藩域では譜代下人や質置奉公人が一斉に年季奉公人に変り、とくに一〜三年季が多くなった。名子等が放出する労働力は、数年以内に再び家にもどり、短期間契約で家に給金・給米が入り、農業経営と家計を助ける形に変わったのである。^⑤この変化は、幕府の政策によることも考えられるが、高田藩域でかかる御触の出た証拠はまだ発見されていない。このことは、上層複合家族手作経営の労働力需要と、名子等の下人放出層での新田開発および自家経営の労働集約化の進展との競合により、慢性的労働力不足があったところへ、天和検地で同居家族・名子・小作の新名請が実施されたために、名子・小作等の経営自立度が強まり、自家経営での労働力需要が増大し、奉公人不足が強まり、譜代下人が年季奉公人に代った^⑥、と推定される。逆に、奉公人給のかかる高騰が、水田単作地帯における水田での、地主作徳分の一般的成立と相まって、多数の同居家族・年季奉公人を抱えて経営した手作地を縮小して、小作地として作徳米を収得する形に転換させ、その結果、零細高持または無高の小作人分家が元禄期以降多数出現し、村全体として一戸平均家族員数が減少する。かくして、従来中心であった手作地主―小作係役関係に対して、作徳地主―小作関係が広く展開し始める。

その際、平地では元禄期には、単婚家族化と年季奉公人の減少が同時に進んだが、山間地では、経費のより多くかかる年季奉公人の減少がさきに進んだ。東頸城山間地の会沢村では、正徳五（一七一五）年家数九間で村の一戸当り平均家族数は六・〇人と減少したが、延宝期から役家であった二間とも家族が一人だけで複合家族であるが下人はいない。中頸城郡山間地の大濁村では、元禄九年の一戸平均家族数一人であり、家族数二〇人が一間、一九人が一間で、二三間のうち一五人以上が六間もある。典型的な複合家族形態を残してはいるが、年季奉公人を抱える家は一間もない。わずかに家族一五人と一〇人の二間が、各一人ずつ数年前に養女を入れたのが目につく。年季奉公人を抱えるよりも、小作地を与えて作徳

米を入れさせる方が有利だったのであろう。かかる山間寒冷地では農業生産力が低く、なかでも生産力の低い畑地が多いため、地主は年季奉公人の雇用をやめても、複合家族で大面積を手作する形を維持せねばならない。天和以後の大濁の開は、正徳元年の見取場一石余のみである。

その結果、貞享期まで多かった年季奉公人が、元禄期以降の史料からはほとんどみられなくなり、多かった複合家族も、平地では村に一〜二間存在する二〇石〜三〇石以上の高持にまれにのみで、村全体が単婚家族化し、このような上層高持でさえ、年季奉公人を抱えるものは山間地でも平地でもほとんどなくなる^⑨。

- ① 南魚沼郡六日町小栗山 山田家文書。
- ② 南魚沼郡六日町小栗山 山田家文書。
- ③ すでに堀氏時代の慶長期に、草高五石につき馬一頭の飼育が命じられたと伝えられ、交通が整備された後は、草高百石につき馬二頭以上を飼育させる規定があり、一方農耕馬としても盛んに用いられ、享保二〇年塩沢組の馬喰達に課せられた馬喰役は、総計馬数一五一八頭にのぼった。『南魚沼郡誌』二六五〜二七一頁、七八八〜七九〇頁。
- ④ 陸奥会津郡白峯・越後魚沼郡上田両銀山鑑、北魚沼郡湯之谷村折立、富家家文書。
- ⑤ 元禄六年堀之内組下条郷黒鳥新田小掛り帳、北魚沼郡広神村並柳、山之内家文書。
- ⑥ この村は、近世中期以降、飯山方面から信濃川沿いに小千谷・長岡方面へ行く脇道で、荷駄賃稼を行ったことは確実で(大口家文書)、この南約六キロの寺石村に口留番所があり、近世後半期に荷継場があった。
- ⑦ 中魚沼郡津南町寺石、石沢家文書。
- ⑧ 中魚沼郡津南町声カ崎、大口家文書。
- ⑨ 新井市大濁、豊岡家文書。
- ⑩ 北国街道の整備は、光長藩時代に完成し、各種伝馬の賃金が定められた。
- ⑪ 中頭城郡妙高村補海、後藤家文書。
- ⑫ たとえば、本節で大家族として掲げた芦カ崎他四村は、宝暦五(一七五五)年に八八間・馬一七頭、人数四四三人で一戸平均五・〇人、大濁村は寛保二(一七四二)年五三間で一戸平均五・四人、明和八(一七七二)年六五間・馬一一頭・三〇九人、一戸平均四・七人となり、両村とも全戸が直系親族のみで構成されている。
- ⑬ 南魚沼郡塩沢町思川、河野家文書。
- ⑭ 中世から、関東街道の信濃川渡河地点として発達した北魚沼郡の小千谷は、寛永一五年新しい町の建設を始めたが、天和三年多数の名子屋敷が記載され、名請人一五一人のうち田畑一反未満が五〇人もいた。『小千谷市史上巻』三七〇〜三八九頁。
- ⑮ 元禄五年申年田畑分ヶ地之願書帳、南魚沼郡塩沢町思川、河野家文書。
- ⑯ 六日町は、中世から関東や上・中越への陸上交通および魚野川舟運の要地として栄え、松平光長時代には交通宿駅の制度施設が整備された。延宝七年越州四郡信州逆木郷高帳(岡山県津山市、津山郷土館蔵)

によれば、塩沢町は酒屋式間、巻カ月に六日市立、駅馬あり、六日町は酒屋三間、駅馬あり、九月一日より五日まで市立、毎月六日あて市立、とあり、また寛文八年には六日町と浦佐とが魚野川の舟運権をめぐって争っている。

⑬ 新井市大濁、豊岡家文書。

⑭ 糸魚川市大町、小林家文書。

⑮ 北魚沼郡湯之谷村芋川、星家文書。

⑯ 南魚沼郡塩沢町田中、南雲家文書。

⑰ 西頸城郡能生町、斎藤家文書。

⑱ 島道区有文書。鬼舞、伊藤家文書。

⑳ 佐々木潤之介『幕末社会論』四八頁。

おわりに

松平光長高田藩の寛永期の役家は、名子の持高と貢租を自己名儀のもとに代表し、耕地の不充分な一部の役家や名子を、小作―籾役労働関係の中に包摂し、農業生産と生活に関する族縁的共同体のようなものを形成した。寛永末年から寛文延宝期にかけて、領内では新田開発と田畑売買・高分け等が盛んになり、その結果役家以外の家族・名子等の新高持が多数出現した。農業生産の中心はまだ複合家族手作経営であった。新田開発の進展や技術的進歩等により、おそくとも寛文延宝期には作徳米を納める小作地が成立し始めた。藩では、農村の変化にに応じて、延宝五年役家制度を改訂し、すべての高所有者を役家とし、無高の中からも名子家をとりに立てた。

延宝九年の高田藩改易後、幕府は全領地を幕領とし、天和二年に精密な検地を実施した。天和検地は、複合家族手作経営と名子との籾役労働関係が根強く残る中で、新しく作徳地主―小作の関係が成立しつつある事実を容認して、同居家族・名子等の新開地や小作地を名請したものである。検地直後には村落構造に大きな変化はなかったが、天和検地を起点と

② 『訂正越後頸城郡誌稿上』九四六頁。天和元年（元禄八年）間の役家設置基準は明確ではないが、高田藩に準ずるものとした。

③ 佐々木潤之介氏前掲書四七頁。脇田修『近世封建社会の経済構造』二六一～二七六頁。葉山禎作「近世前期の農業生産と農民生活」『岩波講座日本歴史一〇・近世Ⅱ』所収。

④ 年季奉公人の雇用には、年季奉公人を雇用し得る余剰の成立を前提とする。脇田修『近世封建社会の経済構造』二四三頁。本稿では、史料制約から余剰成立の分析をなし得なかった。

⑤ 当地域の、一八世紀中期以降の宗門人別帳には、奉公人はほとんど存在しない。

して元禄期以降全藩領で著しく家数が増加し、単婚家族化が進み、作徳地主―小作関係が広く展開した。作徳地主―小作関係が広く展開したことが、家数増加の大きな要因であった。

幕府の天和検地は、高田藩延宝五年役家制改訂による農村構造変化の把握が不徹底に終わった後を承けて、幕府権力によって徹底させたものである。両施策は、寛永期の役家制度下の手作地主―小作番役制から、元禄期以降の作徳地主―小作制の広範な展開・確立への転換点に位置し、過度的状況において自立しつつある小経営をできるだけ把握することを意図した。また、両施策を経て、家数による夫役夫銀負担から、石高による貢租夫役負担への転換が実現したことが、多数の地方史料から確認されるが、これについては別の機会に検討したい。

(新潟県立六日町高校教諭

tinglished by market days, commodities and marketing area. But after years marketing had become more complicated, and “Hsü” and “Shih” came to mean market places. In market places hovels had been equipped to protect goods against weather, but gradually merchants and craftsmen had settled there and their landscapes were transformed into market town or commercial city.

Many market places were set up by local gentry class who plotted to accumulate wealth and to dominate local society, but they functioned as central place of certain area in which people make a living, and they organized economic units beyond village boundaries. Furthermore, we can presume that this economic unit become a daily common area of concern which lay the foundation of various social areas.

Tenna 天和 Land Survey in *Echigo* 越後 and the Change of the Agrarian Structure

by

Yasuo Matsunaga

Through *Kanei* 寛永 era (around 1620) *Yakuya* 役家 under the rule of *Takada Han* 高田藩 was a paternalistic farming community, in which not only the acreage and the rents of *Nago* 名子 or subordinate peasants were represented by *Yakuya*, but also lesser *Yakuya* and *Nago* were organized into a tenant system. Though between the latter half of *Kanei* and *Kanbun-Enpo* 寛文・延宝 era (around 1640-1680) there grew not a few *Shintakamochi* 新高持 or newly-born self-sustaining peasants, the agricultural production was mainly performed by the direct cultivation of the aforementioned type of paternalistic community.

At latest, however, during *Kanbun-Enpo* era there developed some small tenants who could yield rents called *Sakutoku* 作徳. Change of characters like this can be observed in *Tenna* land survey which was held in 1682 just after *Takada Han* forfeited. The surveyors acknowledged that, besides the traditional tenant system of paternalistic farming community, the newly-born tenant system between *Sakutoku* landlords and their tenants was growing extensively, and also registered

the arable land or peasants' holding developed by the subordinate family members or tenants as normal tenement.

After this land survey was made, especially during the following age of *Genroku* 元禄, the number of families considerably increased and it seems to mean the disintegration of the paternalistic family into smaller one. The main reason of this would be the widespread development of the aforementioned newly-born tenant system between *Sakutoku* landlords and tenants.